一　中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

イ　我が国産業の再生を図っていくためには、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の活力の再生が不可欠である。現下の厳しい経済情勢においては、そうした中小企業の活力の再生支援を迅速かつ適確に行うことが重要な政策課題となっている。

ロ　中小企業の活力の再生の支援に当たっては、極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強いという中小企業の特性を踏まえ、きめ細かく対応していくことが重要である。

ハ　個々の中小企業が活力の再生を果たすには早期発見、早期着手が極めて重要であることから、中小企業の活力の再生の支援に当たっては、必ずしも経営状態の悪化が過剰債務等の形で表面化していなくても、経営状態の悪化のおそれがある場合には、早い段階で事業の見直しや財務の改善を通じた経営改善を促し、健全な企業体としての生産性の向上及び企業活動の継続を支援していくことが重要である。

ニ　国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）等は、相互に連携するとともに、金融機関を含む中小企業の活力の再生の支援に関連する地域の様々な関係者の連携を図り、既存の施策を十分に活用しつつ、中小企業の活力の再生の支援に努めることが重要である。

二　中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

イ　国が講ずべき支援措置

⑴　国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、再生支援や経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

⑵　国は、これらの施策を講ずるに当たっては、各種の支援策を適切に組み合わせて活用できるよう、分かりやすい施策情報の提供を図るとともに、施策の柔軟な運用に努めるものとする。

ロ　地方公共団体が講ずべき支援措置

⑴　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、中小企業支援策を実施するものとする。

⑵　地方公共団体は、これらの施策の実施に当たっては、それぞれの地域の中小企業の特性を考慮し、それに適した施策を重点的に実施するなど、施策の効果的な運用に努めるものとする。

ハ　機構が講ずべき支援措置

⑴　機構は、地方公共団体、認定支援機関その他の中小企業支援機関との連携を強化しつつ、中小企業に対する情報提供、助言等により中小企業の活力の再生に向けた取組を支援するものとする。

⑵　機構は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第百三十三条第一号に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、事業再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図るものとする。

⑶　機構は、法第百三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、個別案件への対応を実施する業務、認定支援機関に対する専門家の派遣その他の協力を実施する業務及び認定支援機関の実施する中小企業再生支援業務を評価し、その結果を経済産業大臣に報告する業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第一号に基づき、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務について認定支援機関に対し助言等の支援業務を行う部署として中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置する。また、機構は、全国本部及び認定支援機関の行う業務のあり方に関する事項等を審議する委員会を置く。

⑷　全国本部は、⑶に基づき設置した委員会の助言にのっとり、個々の中小企業者の特性を十分に踏まえつつ、事業再生の支援を適正かつ確実に行うものとする。

⑸　全国本部は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて、他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の活力の再生に向けた取組を促す。

⑹　全国本部は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援並びに経営改善に係る支援を行う。なお、当該支援を実施する際は、十分に認定支援機関と協議を行うこととする。また、再生計画の作成支援に当たって、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関経験者等の専門家（以下「専門家等」という。）を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。

⑺　全国本部は、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など中小企業の活力の再生に資する支援を行う。

⑻　全国本部は、政府系金融機関と民間金融機関等との効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めるものとする。

⑼　全国本部は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

⑽　全国本部は、中小企業の活力の再生の支援に係る成功事例、専門家等の情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生の支援に当たって有効な手法等について調査研究を行い、その成果を認定支援機関に提供するとともに、関係者への普及を図るものとする。

⑾　全国本部は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）その他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

⑿　全国本部は、認定支援機関からの依頼に応じて、経営改善・事業再生について知見のある専門家等を派遣する。また、当該専門家等は、必要に応じて認定支援機関と共同で当該認定支援機関が指導又は助言を行う個別案件に対応するものとする。

⒀　全国本部は、ニに定める認定支援機関が講ずる支援措置の実施状況について評価し、その評価内容を、経済産業大臣に報告する。なお、報告を受けた経済産業大臣は、当該報告の内容を踏まえ、全国本部とも連携しつつ、各認定支援機関に、その評価結果を伝達するものとする。

⒁　全国本部は、認定支援機関に対し、当該認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生又は合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門家等の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。

⒂　全国本部は、認定支援機関が事業再生の計画の策定を支援した中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を行う場合にあっては、認定支援機関からの要請に応じ、計画の内容が法第百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものとなるよう必要な助言を行う。

⒃　機構は、研修事業やセミナー等を開催し、事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る人材の育成を図るものとする。